平成２３年（フ）第３３５号
北海道帯広市南町東１条３丁目44番地　東宿舎５－４－１
債務者　片橋　祥一
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１９３号
千葉県香取市佐原イ39番地
破産者　株式会社総宝重機運輸
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７９１号
東京都目黒区中央町１丁目３番17号メゾンプラム103
破産者　石井　英彦
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５４号
千葉県市川市鬼高４丁目13番21号
破産者　株式会社全商
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８４５号
千葉県松戸市殿平賀132番地の２アルコード北小金404号、開始決定時の住所千葉県船橋市海神町南１丁目726番地ドラゴンマンション西船橋壱番館405号
破産者　遠山　幸雄
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８６１号
千葉県習志野市大久保３丁目12番10―607号
破産者　竹内　正和
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９９号
名古屋市西区新道２丁目４番18号
破産者　有限会社大島屋商店
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３００号
名古屋市西区新道２丁目４番18号
破産者　株式会社ミッション
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１９８号
東京都東大和市中央４丁目1017番地の１中央ハイツ202、開始決定時の住所東京都東大和市立野２丁目２番地の５エストヴォーレ上北台604
破産者　宮本　幸也
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５２７号
東京都羽村市緑ケ丘２丁目４番地２グリーン・アルカディア103
破産者　原田　正博
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５３７号
最後の住所神奈川県藤沢市川名648番地
破産者　被相続人小泉安政相続財産
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５５号
神奈川県厚木市山際505番地10
破産者　株式会社ゼル・インターナショナル
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６８号
岐阜市中竹屋町13番地　キャッスルハイツ中竹屋町1302号室、開始決定時の住所岐阜市楠町１丁目８番地２
破産者　廣瀬　隆偉
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４２６号
岐阜市西島町８番10―302号　コーポ松田
破産者　宇野　由識
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
静岡県沼津市庄栄町３番13号
破産者　田中　裕介
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
熊本県人吉市九日町54番地
破産者　有限会社ヱビスヤ
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４７号
福岡県大牟田市明治町２丁目16番地４　明治コーポ201号
破産者　中村　順一
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４４号
山口県長門市三隅下2715番地１
破産者　南野商店こと　南野　千里
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部